

# 農業経営承継支援事業実施要領

令和4年4月1日付け担農第121号 制定

令和5年4月13日付け担農第83号 一部改正

令和6年4月15日付け担農第120号 一部改正

## (趣 旨)

第1 農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営承継、雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応するため、農業経営に関する相談体制を整備し、農業経営者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進することを目的として「農業経営承継支援事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

## (事業内容)

第2 県は、農業経営者をサポートするため、次の業務を行うものとする。

- (1) 経営資源・財務内容の分析（経営診断）
- (2) 専門家派遣・巡回指導等による個別経営支援（伴走型支援）
- (3) 農業経営者を対象とした経営セミナー及び経営相談会並びに重点支援対象者を対象とした経営研修会の開催

2 県は、本事業の実施に協力し、助言等を行う市町村、農業団体、商工団体等を伴走機関として位置付けるものとする。

## (農業経営相談窓口の設置等)

第3 県は、農業経営者からの多様な経営課題に関する相談を受け付ける相談窓口を設置するものとする。

## (重点支援対象者の決定)

第4 県は、伴走型支援を実施する上で必要な助言等を行うため、農業経営戦略会議を設置するものとする。

- 2 農業経営戦略会議の構成員は、別表第1のとおりとする。
- 3 農業経営戦略会議は、経営診断及び伴走型支援の実施対象者となる農業者（以下「重点支援対象者」という。）の候補者の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を実施する。なお、活動を実施するに当たっては、あらかじめ掘り起こし活動の対象を取りまとめた農業経営者等リスト（別紙様式1）を作成するものとする。
- 4 農業経営戦略会議は、農業経営者等リストに基づき掘り起こした重点支援対象者の候補リストを踏まえ、第5で選定するサポート専属スタッフの意見を聴いた上で、重点支援対象者を選

定するものとする。

5 県は、重点支援対象者の決定後、速やかに対象農業者に通知（別紙様式2）するものとする。

#### （サポート専属スタッフの配置、更新及び解除）

第5 県は、第2の農業経営のサポートを適切に遂行できる者からサポート専属スタッフを選定する。

2 サポート専属スタッフの配置、更新及び解除については次のとおりとする。

##### （1）配置

県は、自らの専門的分野において農業経営者への支援実績を有する者から、サポート専属スタッフを選定し配置するものとする。

##### （2）更新

サポート専属スタッフの配置期間は、原則として当該年度限りとする。ただし、県が継続する必要があると判断した場合は、本人の意向を確認の上、更新することができるものとする。

##### （3）解除

県は、サポート専属スタッフが第6の（6）又は（7）に違反した場合、速やかにその配置を解除するものとする。

#### （サポート専属スタッフの職務）

第6 サポート専属スタッフは、経営サポート活動の中心的な役割を担い、経営相談に対する適切な対応、業務管理のマネジメント、関係機関との良好な関係の構築等を行うとともに、相談者の経営診断に基づいて経営を改善するため、次の業務を行うものとする。

##### （1）経営支援方針の策定

農業経営戦略会議に出席し、重点支援対象者等からの相談内容に対する経営課題の把握及び課題解決のための改善方針を提案するものとする。

##### （2）支援チームの編成

重点支援対象者等に対する支援方針に応じて、専門家で構成する支援チーム編成を主導的に行う。また、伴走型支援の過程において、課題解決のために必要な専門家を編入し支援チームの編成を行うものとする。

##### （3）支援チーム派遣後のフォローアップ

重点支援対象者等に対する支援チームの派遣後は、必要に応じて支援方針の見直しを行い、更なる指導・助言により丁寧なフォローアップを行うものとする。

##### （4）他の支援機関との連携強化

多様な相談に対応するため、専門家や経済支援団体等の他の支援機関との支援のノウハウの共有に努め、課題解決のために連携を促進するものとする。

##### （5）支援内容の報告

農業者の経営相談に対する派遣支援の実施後、県が定める期日までに診断内容を取りまとめ、活動報告書（別紙様式3）により報告するものとする。

##### （6）守秘義務

サポート専属スタッフは、指導等により知り得た農業経営者等の秘密を厳守しなければならない。また、事業等に関して知り得た情報について、県の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。

#### (7) 禁止行為

サポート専属スタッフは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ア 著しく県又は本事業の信用を損なう行為
- イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為
- ウ 農業経営者等に対し、県の同意を得ずに行った自らの営業行為
- エ 県の同意を得ずに行った指導等

#### (8) その他

サポート専属スタッフは、本事業の円滑な推進を図るため、県や伴走機関と連携した活動を行うものとする。

### (サポート専属スタッフの派遣)

第7 サポート専属スタッフの派遣に当たっては、次の事項について留意するものとする。

#### (1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、普及指導員等は、サポート専属スタッフが指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、経営相談カルテ（別紙様式4）に相談内容を詳細に記入するものとする。

#### (2) サポート専属スタッフ派遣の申込・決定

サポート専属スタッフの派遣を受けようとする農業経営者は、農業経営相談申込書（別紙様式5）及び個人情報の取扱い（別紙様式6）を作成し県へ提出するものとし、県が派遣を決定したときは、派遣するサポート専属スタッフに派遣依頼書（別紙様式7）により対象となる農業経営者名、支援内容等を通知するものとする。

#### (3) 専門家派遣への同行支援

サポート専属スタッフは、専門家が訪問、リモート通信等による指導等を行う場合、原則、普及指導員等とともに当該専門家等に同行し、当該指導等を支援するものとする。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、伴走機関が同行し支援を行うことができるものとする。

#### (4) 謝金及び旅費

サポート専属スタッフの謝金は、相談1回にあたり別表2により支払うものとする。

また、サポート専属スタッフが農業経営戦略会議等に出席した場合は、原則として1回当たり17,400円の謝礼を支払う。

なお、派遣に要する旅費は、山梨県職員旅費条例（昭和38年山梨県条例第56号）第26条の規定に基づき実費額を支給する。

県は、サポート専属スタッフから提出された活動報告書（別紙様式3）の内容を確認の上、毎月集計し、サポート専属スタッフの指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

### (専門家の資格要件)

第8 本事業により派遣する専門家は、次の（１）から（４）までの全ての要件を満たす者であって、専門家名簿に登録された者とする。

- （１） 本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （２） 自らの専門的分野において農業経営者への支援実績があること。
- （３） 県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者への指導等が可能であること。
- （４） 次のいずれかに該当すること。
  - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
  - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
  - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
  - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

#### （専門家の登録、更新及び解除）

第9 県は、農業経営者からの多様な経営相談に対応するため、専門家を登録するものとする。

2 専門家の登録、更新及び解除については次のとおりとする。

##### （１）登録

- ア 県は、登録を希望する者からの履歴書（別紙様式8）及び支援実績（任意様式）の提出により登録申請を受け、その内容を確認の上選定するものとする。
- イ 県は、専門家を選定した場合は、専門家名簿へ登録し、当該専門家に通知（別紙様式9）するものとする。
- ウ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- エ 専門家の登録期間は、3年間以内とする。

##### （２）更新

- ア 専門家の登録期間の満了時においては、当該登録期間中における県の指導等の実績及び他関係機関での支援実績などを勘案し、その登録の更新の可否を総合的に判断する。
- イ 県は、アによる判断の結果について専門家に書面で通知し、アによりその登録の更新が可能と判断され、当該登録の更新を受ける意志のある専門家は、書面でその旨を県に通知（別紙様式10）するものとする。なお、県が定める期日までに通知のない専門家については、その登録の更新を行わないものとする。

##### （３）解除

県は、専門家が第10条の（３）又は（４）の規定に違反した場合は、速やかにその登録を解除するものとする。

#### （専門家の職務）

第10 専門家は、県からの指導等の依頼に基づき、農業経営者への指導等に必要な技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的に指導を実施するため、次の業務を行うものとする。

(1) 指導等の事前調査

農業経営者への指導等を行うに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導等を実施するため、事前に当該農業経営者の経営の概要及び指導等を希望する内容について十分理解するものとする。

(2) 指導等の内容の報告

指導等の終了後、県が定める期日までに指導等の内容を案件毎に経営指導報告書（別紙様式11）により報告するものとする。

(3) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者の秘密を厳守しなければならない。また、県の運営、事業等に関して知り得た情報について、県の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。

(4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しく県又は本事業の信用を損なう行為

イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為

ウ 農業経営者に対し、県の同意を得ずに行った自らの営業行為

エ 県の同意を得ずに行った指導等

**（専門家の派遣）**

第11 専門家の派遣に当たっては、次の事項について留意するものとする。

(1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、サポート専属スタッフ又は普及指導員等は、専門家が指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、経営相談カルテに相談内容を詳細に記入し、専門家に対し、共有するものとする。

(2) 受益者負担

専門家が指導等を行う際に要する材料費等、伴走型支援の終了後も引き続き専門家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業経営者の負担とする。

(3) 専門家の謝金及び旅費

専門家の謝金については、別表3により支払うものとする。また、派遣に要する旅費は、山梨県職員旅費条例第26条の規定に基づき実費額を支給する。

県は、専門家から提出された経営指導報告書（別紙様式11）の内容を確認の上、毎月集計し、専門家の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

(4) 事後指導

県は、専門家の指導等が完了した後も必要に応じて、当該農業経営者に対して事後指導

を行うことにより当該指導等の成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとることとする。

また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議に提言することにより事後指導の充実を図るものとする。

#### (支援の効果測定)

第12 県は、重点支援対象者に対し、以下調査を行うものとする。

##### (1) 調査の実施

ア 重点支援対象者に対し、経営戦略目標を策定した年度における経営戦略目標の達成状況に係る調査を行い、それぞれの年度内に結果を取りまとめるものとする。

また、成果目標が「新規就農者の定着促進」と設定されている重点支援対象者に対しては、就農から5年後における定着状況を確認するものとする。

イ 専門家派遣した重点支援対象者に対し、派遣を実施した年度、最初に派遣を実施した年度を含む3年後及び5年後における経営戦略目標の達成状況に係る調査を行い、それぞれの年度内に結果を取りまとめるものとする。調査票(様式12号)により満足度調査を行い、調査結果を専門家の登録状況等へ反映するものとする。

##### (2) 調査結果の共有、反映

調査結果について、経営戦略会議に報告するとともに、結果を取りまとめた年度の次年度における専門家の登録、経営戦略の策定等に反映させるものとする。

#### (その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則 1 この要領は令和5年4月13日から施行する。

2 この通知による改正前の農業経営承継支援事業実施要領の規定に基づき、実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則 1 この要領は令和6年4月15日から施行する。

2 この通知による改正前の農業経営承継支援事業実施要領の規定に基づき、実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表1

事務局	山梨県(農政部担い手・農地対策課)
サポート専属スタッフ	県が選定
サポート専属スタッフ	県が選定

伴走機関	公益財団法人山梨県農業振興公社
伴走機関	一般社団法人山梨県農業会議
伴走機関	山梨県農業協同組合中央会
伴走機関	公益社団法人山梨県畜産協会
伴走機関	山梨県信用農業協同組合連合会
伴走機関	日本政策金融公庫甲府支店

別表 2

〔サポート専属スタッフ謝金単価〕

日額	時間
17,400円	8,700円

※時間単価を適用する時間は、2時間以下とし、それを超える場合は原則として日額を適用する。

別表 3

〔専門家謝金単価〕

日額	時間
35,200円	8,800円

※時間単価を適用する時間は、上限4時間とする。